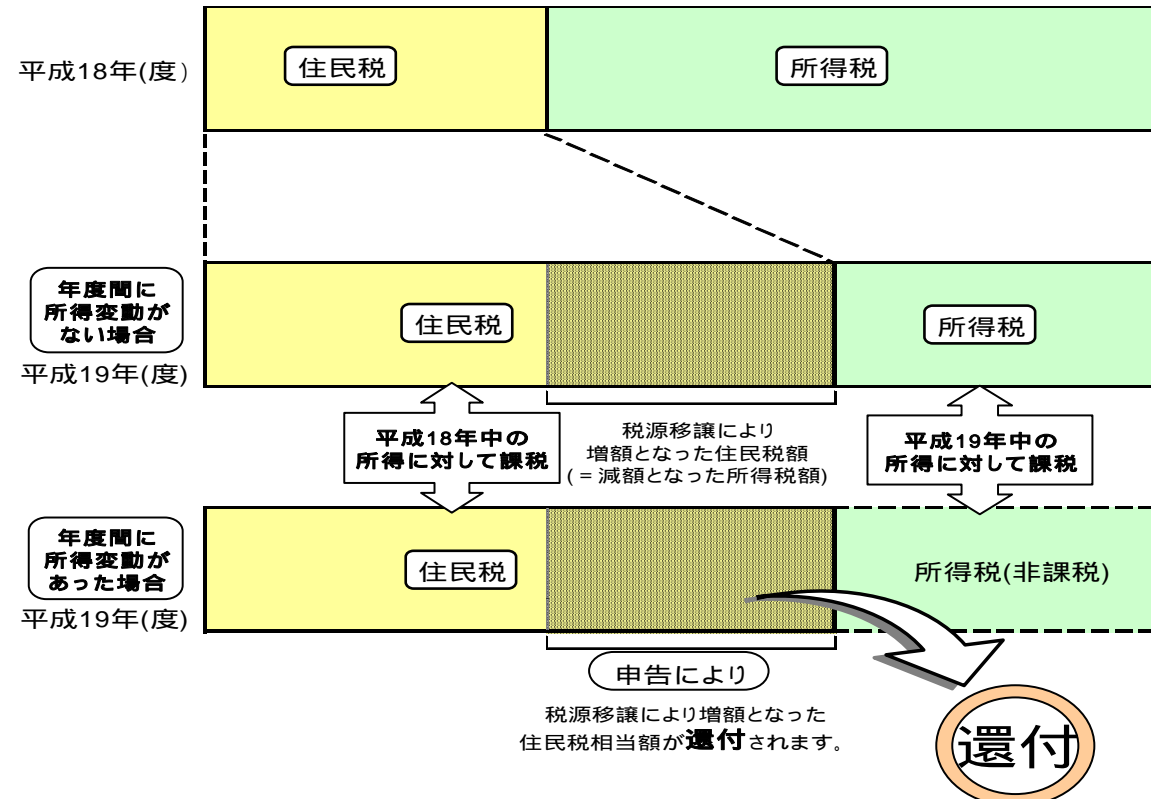


## 年度間の所得の変動に係る経過措置

平成19年中の所得が大きく下がったため、税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けける方については、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。



## 所得変動のモデルケース 夫婦 給与収入500万円の場合

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

**還付されます!**

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## 次の方が対象者となります。

平成18年分の所得税がかかり、平成19年分の所得税がかからない方で、以下の計算式に該当する方です

### 計算式

(1) 平成19年度 市・道民税

合計課税所得金額(申告分離課税分除く) > 所得税との人的控除の差の合計額

(2) 平成20年度 市・道民税

合計課税所得金額 + 申告分離課税所得金額 > 所得税との人的控除の差の合計額

合計課税所得金額・・・

課税総所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額

申告分離課税所得金額・・・

課税長期譲渡所得金額 + 課税短期譲渡所得金額 + 株式等に係る課税譲渡所得金額等

### 手続き

平成19年度の住民税を課税されていた市町村 (平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)へ減額申告書を提出してください。

(\*) 平成19年度及び平成20年度の住民税が帯広で課税されている方に限り、この制度に該当されそうな方につきましては、こちらから案内分と申告書を郵送いたします。

なお、郵送段階(6月中旬)において、当市が把握している所得状況等によりご案内します。

案内が届いた方でもこの制度が適用されない場合もございますのでご了承願います。

平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、生命保険料控除や寄附金控除などの人的控除以外の所得控除や、住宅ローン控除などがある場合は、適用されないことがあります。